



本事業は、SDGsの「15 陸の豊かさも守ろう」に資する取組です。

2021年7月5日（月）
愛知県農林基盤局林務部林務課
普及グループ
担当 鴨下、浅田
内線 3746、3752
ダイヤル 052-954-6444

短期間で収穫可能なセンダンの試験植栽地を募集します ～スギ・ヒノキ人工林の植え替えをご検討の皆様へ～

愛知県内のスギ・ヒノキ人工林の多くが、木材として本格的に利用できる時期を迎えており、愛知県ではこの充実した森林資源を活用するため、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業の推進に取り組んでいます。

伐採後の植栽樹種としては、従来のスギ・ヒノキに加えて、成長の早い「センダン^{※1}」を求める声が、近年、苗木生産者や森林所有者から寄せられています。

「センダン」は本県においても自然に生えていますが、育て方によっては植栽後20年程度で利用でき、木目がケヤキに似て美しいことから、家具メーカーから注目されており、育成方法等の実証調査が主に熊本県で進められています。

こうした中、本県においても、このような新たなニーズに応えていくため、センダンの植栽の実証調査を進めることにしました。

については、この調査にご協力いただける方を募集します。

1 募集期間

2021年7月5日（月）から7月30日（金）まで

2 募集対象者

(1) 次の条件を全て満たしている森林を所有する方

- ① 森林法第5条^{※2}に規定する愛知県内に所在する森林
- ② 保安林でない森林、保安林指定計画のない森林
- ③ スギ40年生以上、ヒノキ45年生以上の森林
- ④ 0.1ha以上のまとまった森林
- ⑤ 標高が200m程度までの森林
- ⑥ 日当たり、土壌、水分条件が良い森林
- ⑦ 比較的緩斜面である森林
- ⑧ 公道から近い森林

(2) 次の項目について了承していただける方

① 試験植栽地の整備

ア 愛知県が立木の伐採、整理をいたします。

伐採、整理された丸太の販売については、森林所有者で行っていただきます。

イ 森林所有者には、次世代森林育成事業^{※3}を活用し、センダン苗木の植栽等を実施していただきます。（当事業の対象外費用については、森林所有者のご負担でお願いいたします）

② 試験植栽地の管理等

- ア 植栽後 20 年間は、県の調査にご協力をお願いします。
- イ 森林所有者には次世代森林育成事業を活用し、下刈り、除伐を行っていただきます。
- ウ 成長したセンダンの伐採、販売については、森林所有者で行っていただきます。
- エ 上記以外については、別途協議いたします。

3 募集対象地数

2～3 か所程度（計 0.5ha 程度）

4 応募方法

電話にて「6 申込み・問合せ先」まで連絡をお願いします。
連絡をいただいた際に以下の事項の確認及び協力をお願いします。

(1) 確認事項

氏名、電話番号、森林の所在地、現存する樹種、林齢等

(2) その他

申し込まれた場所について、愛知県が現地調査をいたします。立合いのご協力をお願いします。

後日、試験植栽対象地の適否についてご連絡いたします。

対象地の選定にあたっては、日当たり、土壌等を勘案して決定いたします。

また、植栽面積等について調整をお願いする場合があります。

5 県からの支援

次世代森林育成事業により、植栽から下刈、除伐までの経費を定額助成します。

（例）植栽：定額×面積 ha、獣害防護柵：定額×延長 m

※「定額」は県の定める標準単価 100%



植栽、獣害防護柵イメージ

6 申込み・問合せ先

愛知県農林基盤局林務部林務課普及グループ

担当：鴨下、浅田

電話 052-954-6444（直通）FAX 052-954-6936

メール rinmu@pref.aichi.lg.jp

【植樹～伐採までの期間比較イメージ】

スギ・ヒノキ



植樹

約 40～60 年



伐採

木造住宅用の
建材などに利用

センダン



植樹

約 15～20 年



伐採

家具材などに利用

【語句説明】

※1 センダン

- (1) センダン科センダン属の落葉広葉樹で愛知県内にも自生しています。
- (2) センダンの自然樹形は枝分かかれし横に広がる性質があるため、木材としての利用価値は高くありません。近年、植栽後の数年間に頂芽を残し、側芽を取り除く作業（芽かき）をすることで、通直に育てる技術が確立し、木材としての利用価値が高まりました。
- (3) 主に家具材（ケヤキの代替材）として利用されています。
- (4) 植栽から20年程度で利用可能な直径（30 cm程度）に成長します。



センダンの自然樹形



芽かきにより通直に育てられたセンダン



芽かき¹⁾

頂芽を残し、側芽を取り除く作業



センダンの無垢材を接ぎ合わせたテーブル²⁾

※2 森林法第5条（抜粋）

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を1期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

（以降 略）

※3 次世代森林育成事業（あいち森と緑づくり事業）

愛知県が、標準伐期齢を超えたスギ・ヒノキ人工林の皆伐跡地において、森林所有者等が行う花粉症対策苗木の植栽・獣害対策・下刈等に対して定額助成を行う事業です。

参考 web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/morimido-jinkourin.html>)

【引用文献】

1) 林野庁（2020）早生樹利用による森林整備手法ガイドライン（P19）

2) 林野庁（2020）早生樹利用による森林整備手法ガイドライン（P5）

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/attach/pdf/houkoku-1.pdf)